

令和8年度宮城県スポGOMI等実施業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度宮城県スポGOMI等実施業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

3 目的

海洋ごみ問題は近年、地球規模で喫緊の課題とされているが、海洋ごみの約8割が陸域で発生し、本県にも漂流・漂着しているという実態は十分に理解されていない。こうした状況の解決に向け、県民が海洋ごみの問題について自ら探究し、実践できる機会を提供することが重要である。

本業務は、一般財団法人日本財団スポGOMI連盟（以下「スポGOMI連盟」という。）の公式ルールに基づき、ゴミ拾いをスポーツとして楽しむ「スポGOMI」を企画・運営するとともに、環境問題への理解を深めるイベントを企画・運営するものであり、当該事業を通じて、参加者の環境意識の醸成及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

4 業務内容

スポGOMI及び海洋ごみ削減に向けた普及啓発イベントの企画運営

【共通事項】

※両イベントにおいて同様に実施すること

(1) 実施回数及び実施時期

回数：1回以上（両イベントを同日・同会場で開催することも妨げない）

開催時期：令和8年9月から11月まで（土曜日・日曜日・祝日のいずれか）

(2) 開催場所

県内の公園又は海岸等とし、公共交通機関からのアクセス性、駐車場の有無、参加者の安全確保、会場の広さなどを踏まえて適切な場所を提案することとし、受注後に発注者と協議の上決定する。

(3) 参加者の募集

ア SNS・雑誌・インターネット・フリーペーパー・電車広告・ポスター等により、効果的な広報・募集方法及び参加人数の確保等の方法を提案することとし、受注後に発注者と協議の上決定する。

イ 参加申込の受付、決定及び連絡を行うとともに、参加者情報を管理すること。また、参加申込みや開催内容に関する問合せがあった際の対応を行うこと。

(4) イベントの運営

ア イベントを開催するために必要な会場借上げ、会場設営及び撤収、表彰式の実施、講師・現地スタッフの手配、当日受付、イベントの司会進行、進行管理、海岸清掃活動で回収したごみの処理等、開催に係る一切の業務を行うこと。

なお、イベントにより発生したごみの処理は関係市町の廃棄物処理方法により対応することを想定しているため、開催場所の選定段階から事前協議を行うなど、関係市町との調整は受注者が行

うこと。

イ イベント開催当日、円滑な運営が行えるよう、適切な人数の現地スタッフを配置すること。

ウ 受注者は、参加者の安全確保に万全を期すとともに、イベント中に発生した事故へ対応するため、傷害保険の加入、緊急時連絡体制の整備、救急用具の準備及び感染症等に対する衛生管理（手洗いや消毒の配慮）の徹底を図ること。

エ ハザードマップに基づく防災情報の確認、避難場所の把握を行うとともに、暑さ対策等の適切な安全・衛生管理を行うこと。

オ 悪天候や災害、感染症等の影響によりイベントの実施が困難と見込まれる場合は、あらかじめ発注者と協議の上、中止及び延期の対応をとること。

(5) イベント内容等の条件

ア イベント開催当日の配布資料（当日プログラム、ルールブック等）を作成・印刷し、参加者に配布すること。

イ 開催地において、地元自治体等への事前説明及び使用許可等が必要となる場合は、受注者がそれぞれ協議すること。

(6) アンケートの実施

本事業の効果検証を行うため、参加者に対してアンケートを実施し、その結果を業務完了報告書内にとりまとめ、発注者に報告すること。

(7) イベント終了後の広報

参加者に対し、当日の記録や画像等が広報に利用される場合があることを事前に説明するとともに、書面や電磁的方法により肖像権等の使用に関する同意を確実に取得した上で、イベント終了後1か月以内を目安に広報を実施するものとする。なお、特設サイト等で開催状況を随時掲載する方式による広報も認めるものとする。

(8) その他独自の提案

上記（1）から（7）に掲げる内容のほか、事業費の範囲内において、本業務の効果向上等に寄与すると考えられる、独自の取組を提案すること。

(9) その他

ア 委託業務に係る内容は、発注者と随時協議しながら決定すること。

イ イベントの実施に当たっては、募集案内や看板等に県事業であることの表示を行うこと。

ウ 委託金額には、会場使用料、設営費、広報費、保険料、スポGOMI連盟への謝金、海洋ごみ削減に向けた普及啓発イベント等の実施費用、副賞・参加賞の購入費、廃棄物処理費用等、本業務に係る一切の経費を含むこととする。

【スポGOMI】

(1) 参加対象者

1回当たり30チーム（1チーム3～5名）を想定し、チームに小学生以下の参加者が含まれる場合は、必ず保護者1名以上をチームに含めること。

(2) イベント内容等の条件

ア 受注者はスポGOMI連盟との協議に基づき、公認審判員の配置や必要な手続きを行うこと。

イ スポGOMI連盟のスポGOMIルールを遵守すること。また、開催手続き、ルール、当日の流

- れ、運営体制（審判員の派遣依頼を含む）等については、同連盟と協議の上実施すること。
 - ウ 必要に応じて独自ルールを設定するなど、ゲーム性を取り入れた内容を提案すること。
 - エ イベントの話題性を高め大幅な集客が見込めるよう、特別ゲストの参加やメディアとのタイアップなど、集客力向上とイベントの認知度拡大に直結する魅力的な企画を盛り込み提案すること。
- (3) 参加賞、賞状及び副賞等の提案及び手配
- ア スポGOMI 上位3チーム（第1位から第3位まで）に対し、賞状及び副賞を交付して表彰すること。
 - イ スポGOMI 参加者に参加賞を交付すること。
 - ウ 副賞及び参加賞は、モチベーション向上に繋がるものを提案すること。

【海洋ごみ削減に向けた普及啓発イベント】

- (1) 参加対象者
年齢や居住地等の制限は設けず、広く一般を対象とすること。
- (2) イベント内容等の条件
環境教育の効果及び内容の充実を図るため、ボランティア団体、地域団体、NPO団体、教育機関（各種学校）、企業等と連携して実施すること。
なお、同イベントの内容については、体験型の企画と展示型の企画を組み合わせるなど、参加者の行動変容につながるものとし、集客効果と最大限の普及啓発効果を狙った企画を提案すること。

5 成果物（納品物）

成 果 物	提出媒体	提出部数	提出期限
実績報告書	電子データ（PDF 又は Word、Excel 等）	1 式	令和9年2月26日
イベントの実施状況（開催日、開催場所、開催内容、参加者の募集方法、参加者名簿、写真、事後広報等）			
アンケート結果			
本業務のために作成した画像素材等			

6 業務管理

- (1) 受注者は、契約締結後遅滞なく仕様書をもとに広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について発注者と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して発注者に提出すること。
- (2) 業務遂行に当たっては、発注者と原則月1回打合せを行うものとし、打合せ後は速やかに打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得た上で、発注者及び受注者が各1部保管するものとする。また、発注者が必要と判断した場合には、その都度行うものとする。
なお、打合せの実施にあたり発生する費用については、全て受注者が負担するものとする。
- (3) 発注者と受注者との連絡・調整等のうち簡易なものについては、電子メールやWEB会議システム等の活用により効率的に行うことができるものとする。
- (4) 発注者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申

し出る場合がある。この場合、受注者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 包括的事項

- (1) 制作物の作成や仮設物の設置等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続については、全て受注者が行うこと。
- (2) 本業務による成果品及び制作過程で撮影した素材画像の全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は県に帰属し、県は、本業務の成果品を、二次的な利用を含め、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、受注者は発注者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務の制作物は、著作権上の権利関係の帰属又は許諾を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとする。

8 その他

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報を、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。業務の一部を再委託する場合には、再委託先から漏えい等が起きないように措置し、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。
- (2) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 契約締結後速やかに業務に着手し、委託業務の進行状況については、適宜発注者に報告すること。
- (4) 自動車を使用する場合は、駐停車中の不要なアイドリングの停止を図り、効率的な車両運行計画を策定すること。また、車両は環境負荷のより少ない車両を使用すること。
- (5) 業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を遵守すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議し、指示を受けること。